

豊川市が実施する自動販売機設置に係る一般競争入札説明書

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

入札に参加希望の方は、この入札説明書をよくお読みになり、内容を十分確認したうえで、ご参加ください。

【入札執行日】 令和7年9月9日（火）午前9時30分

【入札会場】 豊川市役所本33会議室（豊川市役所本庁舎3階）

【参加申込み受付期間】

令和7年8月5日（火）～令和7年8月22日（金）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

【参加申込み提出先】

豊川市財務部財産管理課（豊川市役所北庁舎3階）

電話（0533）89-2108

豊川市

目 次

1	貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）	1
2	入札参加資格	1
3	契約上の条件等	2
4	入札参加申込み手続き	4
5	質問書及び回答	4
6	入札参加資格の確認	5
7	入札執行の場所及び日時	5
8	入札保証金	5
9	入札金額	5
10	入札	5
11	開札	6
12	入札の中止	6
13	落札者（設置事業者）の公表等	6
14	契約の締結	7
15	貸付料の納付	7
16	契約保証金	7
17	その他	7
18	問い合わせ先	7
様式第1	一般競争入札参加申込書	8
様式第2	同意書兼市税等滞納情報照会書	9
様式第3	委任状	10
様式第4	質問書	11
様式第5	入札書	12
	自動販売機設置仕様書・予定価格・位置図	13～14
	<別紙参考>契約書雛形	15～18

1 貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）

番号	施設名	所在地（豊川市）	貸付面積	貸付区分
1	豊川市豊川駅東駐車場	豊川町辺通及び止通地内	1,200mm×750mm	土地

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去3年間において、令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 愛知県内において、法人にあつては本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては事業を営んでいること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、豊川市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、入札公告の日前3年以内に自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 豊川市に対し納税（納付）義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（貸借契約）です。

(2) 設置台数

1台

(3) 貸付期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで。

（設置期間、撤去及び原状回復期間を含む）

(4) 貸付料

豊川市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（年額）とします。ただし、貸付区分が「建物」の物件については、別途消費税及び地方消費税の額を加算した額が貸付料（年額）となります。

(5) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な電気使用料についても全額設置事業者の負担とし、貸付料に含むものとします。なお、電気使用料を算定するための電力等使用料計測用子メーターの設置は必要ありません。

(6) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする事。

(7) 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 貸付料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

エ 販売品目は、別紙自動販売機設置仕様書のとおりとし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）を販売しないこと。

オ 販売価格は、別紙自動販売機設置仕様書に定めるとおりとし、定めのないものについては標準小売価格以下とすること。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。なお、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。なお、回収ボックスの設置場所については担当課と協議の上、決定すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を豊川市に請求することができません。

4 入札参加申込み手続き

(1) 受付期間

令和7年8月5日（火）から令和7年8月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

(2) 受付場所

豊川市財務部財産管理課管財係（豊川市役所 北庁舎3階）

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 同意書兼市税等滞納情報照会書（様式第2）※該当者のみ

本様式提出の該当者は以下の通り

（ア）法人の場合・・・豊川市内に本店、支店又は営業所がある者

（イ）個人の場合・・・豊川市内に在住している者

※法人においては、納税義務者の所在地、名称及び代表者氏名を記載すること

ウ 委任状（様式第3）※入札に関する一切の権限を代理人（支店、営業所等）に委任する者のみ。

エ 証明書類

（ア）法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

（イ）個人の場合・・・住民票の写し

※ただし、令和7年2月28日に執行した自動販売機設置に係る一般競争入札の申込みにおいて証明書類を提出し、変更がない者については不要とする。

(4) 提出方法

提出の書類は、持参によるものとします。郵送は認めません。

5 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月5日（火）から令和7年8月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

豊川市財務部財産管理課管財係に、あらかじめ電話連絡の上、質問書（様式第4）

をFAXにより送信する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電話等で令和7年8月21日（木）までに個別に回答する。

6 入札参加資格の確認

入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し、令和7年8月29日（金）までに発送（簡易書留）で、申込者（委任状がある場合は代理人）に結果を通知します。

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊川市役所本33会議室（豊川市役所本庁舎3階）

(2) 日時

令和7年9月9日（火）午前9時30分

8 入札保証金

免除

9 入札金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

10 入札

(1) 入札は、指定の入札書（様式第5）を使用してください。また、入札する物件ごとに入札書を作成してください。

(2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

- イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- ウ 入札に際して不正行為があった入札
- エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者のした入札
- カ 入札書に記名のない入札
- キ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ク 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ケ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- コ 郵送による入札
- サ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- シ 担当職員の指示に従わなかった者のした入札

(5) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

1 1 開札

- (1) 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。くじ順は一般競争入札参加申込みの受付番号の小さい者順とします。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない豊川市職員がくじを引くものとします。

1 2 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1 3 落札者（設置事業者）の公表等

落札者の決定後、豊川市ホームページ等で落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表します。

14 契約の締結

- (1) 契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込人名義で行います。
- (4) 賃貸借契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

15 貸付料の納付

貸付料は、各年度豊川市が発行する納入通知書により、豊川市が指定する期日までに全額納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

16 契約保証金

免除

17 その他

その他定めのない事項は豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）によることとします。

18 問い合わせ先

豊川市財務部財産管理課管財係（豊川市役所北庁舎3階）

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話（0533）89-2108

FAX（0533）89-2163

様式第 1

一般競争入札参加申込書

令和7年 月 日

豊川市長 竹本 幸夫 様

申込人 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

令和7年9月9日執行の自動販売機設置に係る一般競争入札について、下記物件の入札参加を申し込みます。

なお、一般競争入札参加申込書の提出に際し、入札説明書に記載の内容をすべて承知しており、入札説明書の「2 入札参加資格」に定める必要な資格を有します。添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

参加を希望する場合は「申込」欄に○をつける。

番号	施設名	申込	番号	施設名	申込
1	豊川市豊川駅東駐車場				

※販売品目は、別紙「自動販売機設置仕様書」で確認してください。
豊川市内に支店、営業所等がある場合には次の項目を記載してください。

名称	支店・営業所・出張所・ ()		
所在地	豊川市	代表者名	

担当者所属部署		電話番号	
担当者名		FAX	

次の項目に当てはまる場合は○を付けてください。

令和7年2月28日に執行した入札において提出した証明書類に変更がない	
------------------------------------	--

※当てはまらない場合、証明書類の提出が必要です。

添付書類

- 1 同意書兼市税等滞納情報照会書(様式第2) ※該当者のみ提出とし、該当者は以下のとおり
 - (1) 法人の場合・・・豊川市内に本店、支店又は営業所がある者
 - (2) 個人の場合・・・豊川市内に在住している者
- 2 委任状(様式第3) ※入札に関する一切の権限を代理人(支店、営業所等)に委任する者のみ
- 3 証明書類・・・令和7年2月28日に執行した入札において証明書を提出し、変更がない者については不要とする
 - (1) 法人の場合・・・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
 - (2) 個人の場合・・・住民票の写し

様式第 2

同意書兼市税等滞納情報照会書	
同意書	
令和 7 年 月 日	
豊川市長 殿	
この度、豊川市へ自動販売機設置に係る一般競争入札の参加申込みを行うにあたり、豊川市財務部財産管理課が、当方の市税及び国民健康保険料の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課へ照会、確認することに同意します。	
(納税義務者)	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)	
市税等滞納情報照会書	
令和 7 年 月 日	
財務部収納課長 殿	財務部財産管理課長
上記の同意書に係る納税義務者の市税及び国民健康保険料について、滞納の有無を回答願います。	
市税等滞納情報回答書	
令和 7 年 月 日	
財務部財産管理課長 殿	財務部収納課長
上記照会に係る納税義務者の市税及び国民健康保険料について、下記のとおり証明する。	
記	
滞納の有無 有 ・ 無	

様式第3

委 任 状

代理人 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

私は、上記の者を代理人と定め、令和7年9月9日執行の自動販売機設置に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

令和7年 月 日

豊川市長 様

委任者 住 所
(申込人) (所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

様式第 4

質 問 書

令和 7 年 月 日

令和 7 年 9 月 9 日 執行の自動販売機設置に係る一般競争入札について下記のとおり
質問します。

申込人 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

担当者 氏 名
電話番号 — —
F A X 番号 — —

質問内容	
------	--

※ 質問については、令和 7 年 8 月 2 1 日(木)午後 5 時 1 5 分までに豊川市財務部財
産管理課にあらかじめ電話連絡の上、F A X 送信してください。

豊川市財務部財産管理課 電話 (0 5 3 3) 8 9 - 2 1 0 8
F A X (0 5 3 3) 8 9 - 2 1 6 3

入 札 書

令和 7 年 9 月 9 日

豊川市長 竹本 幸夫 様

入札者
住 所

氏 名

[法人の場合は名称及び代表者名]

豊川市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

番 号	施 設 名	金 額							
		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、自動販売機設置場所貸付料

- 備考
- 1 金額を訂正した場合は無効とする。
 - 2 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。
 - 3 記載する金額は、1年間の貸付料を記載すること。
 - 4 本様式は参加を希望する物件ごとに作成することとし、作成にあたっては仕様書に記載のある番号及び施設名を記入すること。

落札価格について

物件番号 1 : (土地)

入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

自動販売機設置仕様書・予定価格・位置図

※注意事項

- 1 応募前に設置場所の確認を行ってください。
- 2 設置にあたっては、施設管理担当課と調整を行ってください。
- 3 販売品目、貸付面積及び設置台数は物件ごとに異なりますので注意してください。
- 4 貸付面積は、自動販売機の面積をいい、使用済み容器回収ボックスは含みません。

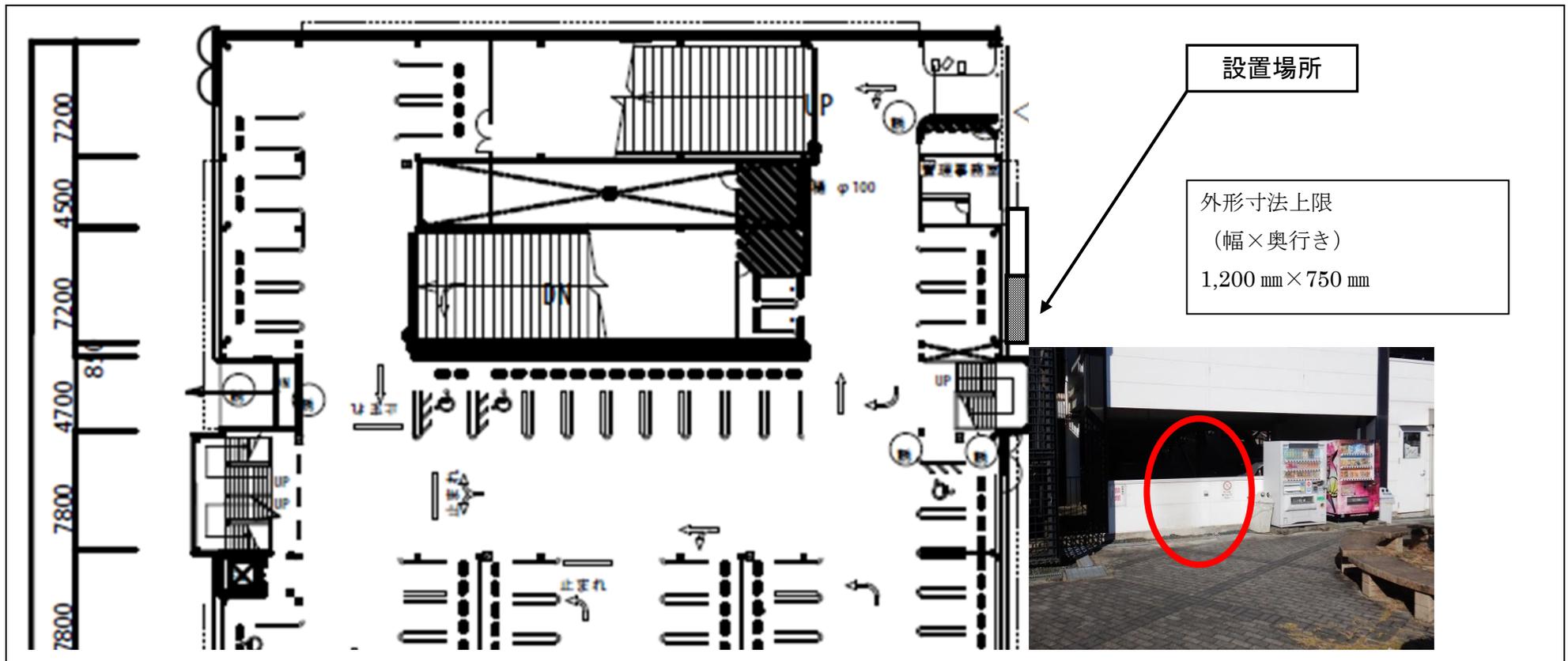
※共通事項

- 1 各表中販売品目の番号は、次のとおりです。
 - ① コーヒー、ジュース、炭酸飲料、茶、水等の清涼飲料水（乳飲料を含む）
 - ② 冷凍食品（タコ焼き、焼きそば、焼きおにぎり等）
 - ③ アイスクリーム
 - ④ その他
- 2 各表中容器の番号は、次のとおりです。
 - ① 缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器
 - ② 缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器又は紙パックの容器（紙コップの容器は除く）
 - ③ 缶、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器（びんの容器は除く）
 - ④ 該当なし
- 3 既設自動販売機の売上実績は、既設事業者の申告に基づくものです。
- 4 特別の定めがない限り、自動販売機の運転に必要な電気使用料は全額設置業者の負担とし、貸付料に含めるものとします。

豊 川 市

番号	1	施設名	豊川市豊川駅東駐車場			所在地	豊川市豊川町辺通 及び止通地内	担当課 電話	市街地整備課 0533-95-0264
設置台数	1台	販売品目	①	容器	①	既設自動販売機 の売上実績	新規	予定価格 (税抜)	54,000 円/年

○自動販売機設置場所



<別紙参考 契約書雛形（土地：物件番号1）>

市有財産賃貸借契約書

貸主 豊川市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「賃貸借物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

財産の名称	所在地	貸付場所	貸付面積
		別紙図面のとおり	幅 mm× 奥行 mm (自動販売機設置台数1台)

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、「自動販売機設置に係る一般競争入札説明書」の「3 契約上の条件等」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、年額 円とする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、甲の発行する納入通知書により、その年度に属する賃貸借料を指定された納期限までに支払うものとする。

（必要経費）

第7条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

2 自動販売機の運転に必要な電気使用料は、全額、設置事業者の負担とし、貸付料に含むものとします。

（延滞金）

第8条 乙は、第6条に定める納入期限までに、賃貸借料を支払わないときは、納入期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、年14.6パー

セント（納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（維持補修）

第9条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

（賃貸借物件の引渡し）

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第11条 乙は、本契約を締結した後において、貸付物件に数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、貸付料の減免請求若しくは損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（転貸の禁止）

第12条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

（管理義務）

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（一括委託の禁止）

第14条 乙は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

（第三者への損害の賠償義務）

第15条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（通知義務）

第16条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

（商品等の盗難又は毀損）

第17条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及び毀損又は停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

（実地調査等）

第18条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて乙に対し、賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第19条 乙は、用途指定等の義務に違反したときは、賃貸借期間の賃貸借料総額の10分の3以内で甲が定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第24条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務に違反したとき。

(2) 乙が、本契約に係る「自動販売機設置に係る一般競争入札説明書」に定める入札参加資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）について偽って入札に参加したことが明らかになったとき又は入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(3) 乙が、賃貸借料その他の債務の支払を納期限から3か月以上怠ったとき。

(4) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

2 乙は、賃貸借期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約を解除する3か月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

(賃貸借物件の返還)

第21条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。

(2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(賃貸借料の返還)

第23条 甲は、第20条第1項第4号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割り計算により返還する。ただし、日割り計算により10円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を返還する。また、日割り計算により算定した額が10円未満である場合は返還しない。

2 甲は、第20条第1項第1号、第2号、第3号及び第2項により賃貸借期間満了前に契約が解除された場合においては、既納された賃貸借料は返還しない。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第20条第1項第4号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき又は第23条第2項の規定により本契約が終了した場合において、賃貸借物件を返還するときは、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用を甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

令和 年 月 日

貸主 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 竹本 幸夫 印

借主

印